定例監査の結果

１　監査の期間

平成２９年　５月１７日から平成２９年　５月３１日まで

２　監査の対象

(1) 対象部課

消防本部総務課、予防課及び消防署（本署・西分署・一色分署・吉良分署・幡豆分署）

(2) 対象期間

平成２８年　４月　１日から平成２９年　３月３１日

３　監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

４　監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 総務課

ア　契約事務において、契約約款で定められた工程表、現場代理人等の通知の提出を受けていないものがあった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(2) 予防課

ア　圧縮アセチレンガス等及び少量危険物の貯蔵又は取扱いの廃止届について、貯蔵又は取扱いを廃止する場合は、あらかじめ消防長又は消防署長に届け出ることになっているが、廃止後に届け出されていた。

消防法及び西尾市火災予防条例の規定により適正な事務処理をされたい。

(3) 本署

なし

(4) 西分署

なし

(5) 一色分署

ア　物品において、所管を移したにもかかわらず所管換えの手続きがされていないものがあった。

西尾市物品管理要綱第１２条の規定により適切な物品管理をされたい。

(6) 吉良分署

なし

(7) 幡豆分署

なし